

## 障害者福祉施設運営費補助金交付要綱

### (通則)

第1条 障害者福祉施設運営費補助金(以下「補助金」という。)の交付については、予算の範囲内で交付するものとし、名古屋市補助金等交付規則(平成17年名古屋市規則第187号)の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

### (目的)

第2条 この補助金は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号、以下「法」という。)第5条第7項及び第10項から第15項までに規定する障害福祉サービスを実施する障害者支援施設及び障害福祉サービス事業所(以下「施設等」という。)を運営する社会福祉法人(以下「法人」という。)に対し交付することにより障害者の福祉の増進に寄与することを目的とする。

### (対象施設等)

第3条 補助金の交付対象は、社会福祉施設等施設整備費国庫補助金の交付対象となった整備について、独立行政法人福祉医療機構等から資金の貸付けを受け整備し、当該年度に償還すべき額のある施設等とする。

ただし、法第5条第15項に規定する障害福祉サービス事業所については、平成24年度以降に開設予定の施設から対象とする。

### (交付額)

第4条 補助金の交付額は、本市意見書に基づき独立行政法人福祉医療機構等から貸付を受けた整備資金のうち、次の号に掲げる額とする。

(1) 平成16年度以前に開設した施設

当該年度に償還すべき金額の5分の4に相当する額

(2) 平成17年度以降に開設した施設

次に掲げる額を合算した額

ア 独立行政法人福祉医療機構借入金

元金は、整備にかかる国及び本市の補助金の3分の1に相当する額(以下「介護給付費等収入分」という。)を除いた額(以下「補助対象額」という。)の5分の4に相当する額、利息は、補助対象額の5分の1に相当する額に対する利息を除いた額について、それぞれ償還期間において各年度に割り振った額(元金については定額で各年度に割り振り、残額については償還の発生する初年度に計上する。)のうち当該年度に該当する額

イ 名古屋市民間社会福祉施設整備資金貸付制度借入金

当該年度に償還すべき金額について、元金の5分の4に相当する額

### (交付の申請)

第 5 条 補助金の交付を受けようとする法人は、交付申請書（様式第 1 号）により、事業開始前までに必要な書類を添えて市長に提出するものとする。

（交付決定及び支払）

第 6 条 市長は前条の申請を受けたときはその内容を審査し、適当と認めたときは交付決定通知書（様式第 2 号）により通知するものとする。

2 市長は、前項により決定した補助金について、年 4 回（4 月、6 月、10 月、12 月）概算払いにて支払うことができるものとする。

（申請の取下げ）

第 7 条 補助金の交付の申請した者は、前条第 1 項の規定による通知を受けた場合において、当該通知に係る補助金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、当該通知を受領した日から 15 日以内に、申請の取り下げをすることができる。

2 前項に定める取下げは、その理由を記載した書面により行わなければならない。

（使途）

第 8 条 補助金は整備資金償還に充てるものとする。

（調査等）

第 9 条 市長は、補助金の交付を受けた法人（以下「補助法人」という。）に対して、その執行状況に係る調査を必要に応じて適宜実施する。

2 市長は、補助法人に対し、その執行状況について随時、報告を求めることができる。

（実績報告及び精算）

第 10 条 補助法人は、当該補助金に係る事業完了後 5 日以内に実績報告書（様式第 3 号）を市長に提出し精算するものとする。

2 補助法人は、前項の規定により精算した結果、精算残金が生じた場合は、別に指定する日までに市長に返納しなければならない。

（取消し及び返還）

第 11 条 市長は、補助法人が、次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、交付決定の全部もしくは一部を取消し、又はすでに交付した補助金の全部若しくは一部の返還を求めることができる。

(1) 虚偽その他不正な手段により補助金の交付決定又は交付を受けたことが明らかになったとき。

(2) 補助金の執行状況が不相当であるとき。

(委任)

第 12 条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 20 年 2 月 4 日から施行し、平成 19 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 2 月 12 日から施行し、平成 24 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条の規定（改正前の障害者福祉施設運営費補助金交付要綱（以下「旧要綱」という。）の第 2 条に関する規定を除く）は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。旧要綱の第 2 条に関する規定については、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 25 年度分の管理費改善費に対する補助金に限り、障害者福祉施設運営費補助金交付要綱第 5 条第 2 号の規定の適用については、同号中「入所施設の場合は 100 分の 20」とあるのは「入所施設の場合は 100 分の 14」と、「通所施設の場合は 100 分の 30」とあるのは「通所施設（旧通勤寮を含む）の場合は 100 分の 15」とする。
- 3 平成 26 年度分の管理費改善費に対する補助金に限り、障害者福祉施設運営費補助金交付要綱第 5 条第 2 号の規定の適用については、同号中「入所施設の場合は 100 分の 20 を、通所施設の場合は 100 分の 30」とあるのは「入所施設の場合は 100 分の 7」とする。
- 4 この要綱の第 2 条の規定（旧要綱の第 2 条に関する規定を除く）による改正後の障害者福祉施設運営費補助金交付要綱の規定は、平成 27 年度分の補助金

から適用し、平成 26 年度分以前の補助金については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行し、平成 27 年度以前の補助金については、なお従前の例による。

(様式第 1 号)

年 月 日

(宛先)名古屋市長

(申請者名)  
所在地  
法人名  
代表者職氏名  
(施設名)

印

年度障害者福祉施設運営費補助金交付申請書

記

このことについて、次のとおり関係書類を添えて申請します。

- 1 交付申請額 金 円
- 2 障害者福祉施設運営費補助金交付額算出表 別紙 1 のとおり
- 3 併せて提出する書類  
(1) 年度歳入歳出予算書

別紙1 障害者福祉施設運営費補助金交付額算出表

事業所名： \_\_\_\_\_

1 補助申請額

	円
--	---

=

(1) 平成16年度以前に開設した施設	
当該年度償還額	( <input type="text"/> 円)
うち認定事業費(補助対象)分	( <input type="text"/> 円) …①
①(補助対象償還額)×0.8(円未満切捨て)	
( <input type="text"/> )×0.8=	( <input type="text"/> 円)
(2) 平成17年度以降に開設した施設・・・別紙償還補助計画表添付	
・福祉医療機構借入金にかかる償還補助額	
	( <input type="text"/> 円) …②
・名古屋市民間社会福祉施設整備貸付制度借入金にかかる償還補助額	
	( <input type="text"/> 円) …③
償還補助額合計	( <input type="text"/> 円) …②+③

(様式第 2 号)

年 月 日

様

名古屋市長

年度障害者福祉施設運営費補助金決定通知書

年 月 日付で申請のありましたみだしの件につきまして、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

1 交付決定額

¥ ★

2 交付条件

- (1) この補助金は、(交付対象施設)にかかる 年度障害者福祉施設運営費として交付する。
- (2) 必要と認めるときは、指示し報告を求めることができる。
- (3) この補助金は概算払いとし、事業完了後 5 日以内に実績報告書を提出し精算しなければならない。
- (4) 精算の結果、超過交付となった金額については、別途指定する期日までに返納すること。
- (5) 事業の内容を著しく変更する場合は、事前に届出をして承認を得なければならない。
- (6) 事業を中止し、又は廃止する場合においては、事前に届出をして承認を得なければならない。
- (7) 事業の遂行が困難となった場合は、速やかに報告をしなければならない。
- (8) 前記の条件に違反した場合は、補助金の全部又は一部の返還を求めることがある。
- (9) この補助金のうち、 円は交付決定後速やかに、 円は 年 6 月に、 円は 年 10 月に、 円は 年 12 月に支払うものとする。

(様式第 3 号)

障害者福祉施設運営費補助金実績報告書

年 月 日

(宛先) 名古屋市長

法人所在地  
法人の名称  
代表者職氏名  
(施設名)

⑩

障害者福祉施設運営費補助金交付要綱第 10 条に基づき、次のとおり関係書類を添えて報告します。

1 補助対象期間 年 月 日～ 年 月 日

2 補助金精算額

受入済額 (ア)	円
精算額 (イ)	円
戻入額 (ア) - (イ)	円

3 年度歳入歳出決算 (見込み) 書 (法人代表者名で原本証明すること。)